



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *1 火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則 (消防保安課)
- *2 林業種苗法施行細則の一部を改正する規則 (森林整備課)

○ 告示

- 31 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)
- 32 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (")
- 33 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 34 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 35 換地計画の決定 (農業農村整備課)
- 36 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
- 37 " (")
- 38 林業種苗生産事業者の登録 (")

○ 海区漁業調整委員会指示

- 1 イサキ資源保護のための水産動植物の採捕禁止

○ 正誤

平成20年11月25日付け和歌山県報第2015号和歌山県告示第1467号中

平成21年9月25日付け和歌山県報第2098号和歌山県告示第1099号中

規 則

和歌山県規則第1号

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則 (昭和36年和歌山県規則第18号) の一部を次のように改正する。

第2条中「第15条の表の左欄 (1) から (4) まで」を「第15条第1項の表の (1) から (7) まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第2号

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則を次のように

定める。

平成22年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

林業種苗法施行細則 (昭和46年和歌山県規則第59号) の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(指定採取源の標識)

第1条 知事は、林業種苗法 (昭和45年法律第89号。以下「法」という。) 第5条に規定する指定採取源を指定したときは、その指定採取源の見やすい場所に別記第1号様式による標識を設置するものとする。

第2条第1項中「林業種苗法 (昭和45年法律第89号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同条第2項中「別記第2号様式の2」を「別記第3号様式」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条中「第20条第1項」を「第20条第2項」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

別記第2号様式中「殿」を「様」に改め、 「 市 郡

町 大字 を削り、「(注)※印欄には申込者は記入し
村 」

「(注)※印欄には申込者は記入しないこと。

和歌山県証紙ちょう付欄

ないこと。」を

に改める。

別記第3号様式を削る。

別記第2号様式の2中 「 市 郡 町 村 会場 を削
」

り、同様式を別記第3号様式とする。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

別記第6号様式中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に、「殿」を「様」に改め、「林業種苗法施行規則」の次に「(昭和45年農林省令第40号)」を加える。

別記第7号様式中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第31号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年2月22日まで縦覧に供する。

平成22年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成21年12月21日
- 2 名称
特定非営利活動法人紀州灘環境保全の会
- 3 代表者の氏名
中家勝之
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市狐島19番地の1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、和歌山県沿岸海域とこれを利用する人々に対して、海に親しみ理解を深める社会教育推進事業、及び海洋の環境保全を継続するとともに資源としての活用を図る環境保全事業を行い、人と海が共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第32号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年2月22日まで縦覧に供する。

平成22年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日

平成21年12月22日

- 2 名称
特定非営利活動法人きのくに子どもNPO
- 3 代表者の氏名
土橋登世子
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市福島487番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、児童の権利に関する条約の精神に基づき、すべての子どもに対し、豊かな生活体験・芸術体験を提供する事で、子どもの発達・成長をサポートし、また、子どもの社会参画の機会の拡充を図るとともに、子どもたちの生活及び文化環境の向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第33号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋薬 35-19	市協調剤薬局	橋本市市脇1丁目65番地	平成 21.11.30

和歌山県告示第34号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋薬 43-21	市協調剤薬局	橋本市市脇1丁目65番地	平成 21.12.1

和歌山県告示第35号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営畑地帯総合整備事業下中三栖地区中三栖換地区につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成22年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成22年1月18日から同年2月15日まで（和歌山県の休日を含める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項の県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、西牟婁振興局地域振興部農地課及び田辺市産業部農業振興課

和歌山県告示第36号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町東敷屋字イラ原587の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面

及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第37号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡北山村大字竹原字檜原谷501、619から621まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第38号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
	氏名又は名称	住所	種	穂	苗	木	名	所
			採	精	幼	幼	名	所
			種	選	苗	苗	称	在
			種	選	の	の	称	在
			種	選	育	育	称	在
			種	選	成	成	称	在
8777	中康司	東牟婁郡古座川町添野川230-1番地	○		○	○	中康司	東牟婁郡古座川町添野川

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、イサキ資源保護のため、次のとおり指示する。

平成22年1月15日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎 本 秀 春

- 1 指示する内容

2の期間内は、（1）に掲げる区域内にあってはイサキを、（2）に掲げる区域内にあってはすべての水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域
 - 御坊市名田沖
 - （世界測地系）
 - ア 北緯33度50.122分 東経135度09.918分

イ 北緯33度50.123分 東経135度10.064分
 ウ 北緯33度49.980分 東経135度10.066分
 エ 北緯33度49.979分 東経135度09.919分

印南町印南沖

(世界測地系)

ア 北緯33度48.332分 東経135度12.931分
 イ 北緯33度48.272分 東経135度13.086分
 ウ 北緯33度48.161分 東経135度13.025分
 エ 北緯33度48.221分 東経135度12.870分

印南町島田沖

(世界測地系)

ア 北緯33度46.725分 東経135度15.025分
 イ 北緯33度46.602分 東経135度15.026分
 ウ 北緯33度46.602分 東経135度14.879分
 エ 北緯33度46.724分 東経135度14.878分

(2) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

御坊市名田沖

(世界測地系)

ア 北緯33度50.079分 東経135度09.970分
 イ 北緯33度50.080分 東経135度10.013分
 ウ 北緯33度50.023分 東経135度10.014分
 エ 北緯33度50.023分 東経135度09.971分

印南町印南沖

(世界測地系)

ア 北緯33度48.275分 東経135度12.957分
 イ 北緯33度48.251分 東経135度13.017分
 ウ 北緯33度48.219分 東経135度12.999分
 エ 北緯33度48.243分 東経135度12.938分

印南町島田沖

(世界測地系)

ア 北緯33度46.681分 東経135度14.973分
 イ 北緯33度46.645分 東経135度14.974分
 ウ 北緯33度46.645分 東経135度14.931分
 エ 北緯33度46.681分 東経135度14.930分

2 指示する期間

平成22年1月15日から同年12月31日まで

正 誤

正 誤

平成20年11月25日付け和歌山県報第2015号和歌山県告示第1467号中

ページ	段	誤	正
3	左	425号	424号

正 誤

平成21年9月25日付け和歌山県報第2098号和歌山県告示第1099号中

ページ	段	行目	誤	正
2	右	上から21から23まで	字有高219番1地先から同市六十谷字有高215番1地先までの延長64.20メートル	字有高214番1地先から同市六十谷字中沼17番1地先までの延長142.20メートル